

目 次

総務委員会

市長公室	3
総務局	5
財政局	7
消防局・選挙管理委員会	8

厚生委員会

市民局	9
健康福祉局	11

経済観光委員会

産業局	15
環境局	18
観光交流局	21

建設委員会

建設局	24
都市局	22
都市拠点整備本部	26
下水道局	27
水道局	28

文教・子育て委員会

教育育委員会	29
こども育成部	32

2018年9月28日

姫路市長 石見 利勝 様

日本共産党姫路市会議員団

団長 谷川 真由美

2019年度予算編成に対する要望書

内閣府が発表した今年4～6月期の国内総生産(GDP)の速報値は、2年3ヵ月ぶりにマイナスになった前期(1～3月期)に比べ0.5%の増加となり、2期ぶりにプラスに転じましたが、この伸びが1年間続いたとしても1.9%にしかありません。とりわけGDPの6割りを占める個人消費は0.7%の伸びです。

また、総務省の発表する家計調査報告書では、2014年4月の消費税増税後、ほとんどの月で家計の消費支出は前年の水準を下回っており、4月～6月期の平均では前年同期比、実質2.6%の減少です。

さらに、2019年度の政府予算の各省庁の概算要求が締め切られましたが、総額は過去最大の102兆円台後半になるとされています。軍事費は13年度予算以降連続増加で、防衛省の概算要求は、5兆3000億円近くに達しています。

一方、人口の高齢化などに伴って支出が増える社会保障予算の中心になる厚生労働省の概算要求は31兆9000億円近くですが、「自然増」予算を含め大幅に削り込む計画です。また、経済協力開発機構の加盟各国への調査で、学校など教育機関への国や自治体による公的支出の国内総生産に占める割合(2015年)が、日本は34ヵ国中2年連続最下位になりました。

アベノミクスによって、一握りの大企業と大資産家が潤う一方で格差と貧困が拡大しています。そのため、地方自治体の予算編成としては、市民生活の安定・向上を目指すことが求められています。特に、子どもの貧困問題への対応として、妊娠期から切れ目のない子育て支援は重要です。幼児教育の無償化に伴う待機児童の解消も喫緊の課題です。新県立病院の整備にあたっては、地域医療・救急医療の拠点病院となるよう、また、製鉄記念広畑病院の後医療の診療科目拡充についても、県と共に責任を果たすことを求めます。平和行政につ

いても、国連において「核兵器禁止条約」が採択され、一年が経過しましたが、非核平和宣言都市、平和首長会議加盟自治体として、より積極的な対応を求めます。

市長を先頭に、職員の倫理意識と専門性を高め、真に市民が主役の市政を推進することを求めるとともに、成熟社会を迎えている中で、地方自治体の本旨である住民福祉の一層の向上に軸足を置いた予算編成となることを求め、ここに要望いたします。

総務委員会

市長公室

<重点項目>

- 1 憲法を遵守し、市民の生存権を守り抜くことは、地方自治体の使命である。世界に誇る憲法9条を守り、戦争する国づくりを進める安保法制や共謀罪法の廃止を国に求めること。
- 2 播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの推進にあたっては行政サービスを後退させず、団体自治、住民自治を守ること。
- 3 核兵器禁止条約に署名するよう国に求め、非核平和宣言都市・平和首長会議加盟の自治体として、平和行政をさらに推進すること。
- 4 市長公室内には、市の最優先課題を推進するチームを置くこと。
- 5 避難所開設にあたっては、「姫路市避難所運営のポイント」をいかし、誰もが尊厳ある避難所生活が送れるようにすること。



- 1 市内各地域で市長と市民が直接対話できる行政懇談会を開催すること。
- 2 道州制につながる地方創生ではなく、住民生活を支援する地方再生を進めること。
- 3 姫路市「まちづくりと自治条例」をいかし、住民自治のまちづくりを進めること。
- 4 イベントゾーンでの医療系高等教育・研究機関については、情報公開・説明責任を果たすこと。
- 5 姫路城ミュージアムについて市民的論議を行い、情報公開で行うこと。
- 6 姫路市出身の大学生を対象にした新たな給付型奨学金制度を創設すること。
- 7 災害等危機発生に対しては、市民の安全・安心を守るために危機管理マニュアルに従って迅速な対応を行い、情報伝達手段の改善を図ること。
- 8 最新の地震被害・風水害想定に基づき、姫路市地域防災計画の見直しを進めること。

- ①防災意識向上のため、啓発活動を充実し、推進すること。
 - ②町別単位の「ハザードマップ」を住民参加で作成すること。
 - ③一時緊急避難所のバリアフリー化の徹底とエアコンの設置を推進すること。
 - ④防災会議の女性委員比率を高めること。
- 9 土砂災害警戒区域内にある避難所を見直すこと。花崗岩地域(青山・飾東)の土質調査を行い、必要な情報を住民に周知すること。
 - 10 水門、防潮堤などの安全、機能の点検を含む防災体制を強化すること。また、災害時には早期に被害状況を把握し、他局と連携し、改善対策を図ること。
 - 11 山崎断層をはじめ、西播磨の活断層の系統的な調査を国・県に強く働きかけること。また、関係機関に情報公開を求めること。
 - 12 交差点の安全を確保するために、市内全交差点の総点検を行い、信号機の設置及び交通標識の改善を早急に行い、特に盲人用信号機の拡充改善を図ること。
 - 13 姫路市のホームページについて、より検索しやすくするとともに、内容についてもわかりやすく改善すること。
 - 14 永住外国人(特別永住者を含む)に地方参政権を与えるよう国に求めること。

総 務 局

＜重点項目＞

- 1 住民犠牲の自治体リストラ「行財政改革プラン」の推進をやめ、憲法が定める「地方自治の本旨」に基づき、真に住民本位の市政推進に努めること。
- 2 「公共施設等総合管理計画」を進めるにあたっては、住民の意見を尊重し、サービスの低下を招かないこと。
- 3 地方分権一括法による法定受託事務の増加に見合う職員の増配置を行い、ワーク・ライフ・バランスを推進すること。
- 4 非正規職員の時間給を1,000円以上に引き上げる等、待遇改善を図ること。
- 5 「姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例」の認知度を上げ、適切な研修を行うことによって、不祥事の根絶を図るとともに職務の専門性を高めること。
- 6 「姫路市男女共同参画推進条例」に基づき、女性管理職の積極的登用及び男性職員の育児休業取得率向上など、人事・研修を通じて庁内の男女共同参画を推進すること。



- 1 公務員労働者の生活を直撃し、民間の賃下げ推進につながる、職員の賃金引下げは行わないこと。また、職員のモチベーション低下を招く人事評価制度は行わないこと。
- 2 臨時職員は一時的業務に限定し、正規職員の代替にしないこと。
- 3 職員定数の完全充足を図り、長期出張者・退職者の代替配置を行うなど職員の労働強化や市民サービス低下にならないよう措置を講じること。また、職員の月80時間を超えるような時間外勤務を根絶すること。
- 4 職員の健康・快適な職場環境形成のため法令に基づく産業医を配置すること。
- 5 社会福祉事業団などの外郭団体職員の労働条件を改善すること。
- 6 職員・退職者の人事にあたっては外郭団体を含め、現場を調査し適正な人員・人材配置を行うこと。

- 7 監査委員による監査や包括外部監査の結果を尊重し、積極的な事務改善に取り組むこと。
- 8 公益通報制度の認知度を上げ、有効活用を図るとともに、必要な権限をもつオンブズパーソン（行政監視員）制度を新設すること。
- 9 指定管理者制度導入については、公共性、専門性、継続性やサービス水準確保、会計の透明性など、十分に配慮して対応すること。また、教育部門には導入しないこと。
- 10 マイナンバー制度については、その危険性を市民に十分周知し、3分野事業以外には拡大しないこと。あわせて市民から預かった情報や職員などの情報管理を厳格に行い、情報流出を防ぐこと。

財 政 局

＜重点項目＞

- 1 消費税の10%引き上げを許さず、食料品非課税を政府に強く求めること。
また、国民生活を圧迫する国の各種公共料金値上げに反対するとともに、市の公共料金値上げも行わないこと。
- 2 予算編成にあたっては「環境・福祉・教育」型の成熟社会にふさわしい予算編成を行うこと。あわせてこれまでの大企業呼び込み型ではなく地域経済活性化を推進する予算編成に努めること。
- 3 談合・不正を生まない入札制度にするため、総合評価制度の導入や地元中小企業優先の条件付き一般競争入札など、民主的で公平・透明な入札制度を推進すること。
- 4 市発注の公共工事や業務委託などの「公契約」に携わる労働者については、「公契約条例」を制定し、下請け、孫請けを問わず、適切な賃金を確保すること。あわせて国に対しても、「公契約法」の制定を求めること。



- 1 白色申告であっても家族従業員の給料が経費と認められるよう、所得税法56条の廃止を国に求めること。
- 2 工事技術検査室の体制を充実させ、関係課に対し正しい設計積算が行われるよう指導強化を図ること。
- 3 公共工事については市内の中小零細業者への優先発注、分離・分割発注により、発注金額比率の一層の向上をめざすこと。

消防局

<重点項目>

- 1 姫路市の防災体制を強化するため、常備消防力の強化を図ること。
- 2 消防職員の配置にあたっては、国基準を確保すること。とりわけ、化学的な専門職員の増員を図ること。



- 1 消防庁舎の改修にあたっては、女性専用施設の整備やバリアフリー化を進めること。
- 2 救急搬送体制の改善強化を図ること。
- 3 救急車の適正利用を図るため、市民啓発を推進すること。
- 4 姫路臨海地区特別防災区域を抱える自治体として、それにふさわしい消防業務体制を確立するとともに、必要な職員研修を行うこと。
- 5 震災時の即応体制を確立するため、耐震性地下水槽の設置をさらに計画的に進めること。
- 6 消防団については、行事等の見直しや、さらなる報酬・手当の見直しを行い、消防団員の充足率を上げるとともに女性消防団員の増員を図ること。

選挙管理委員会

- 1 投票所の設置にあたっては、バリアフリー化を図り、数を増やすこと。また、期日前投票の場所と日数についても拡充すること。
- 2 選挙の投票率を上げるため、積極的に啓発活動を行うこと。
とりわけ、18歳・19歳の有権者に対しては、学校等の協力を得て啓発を行うこと。
- 3 複数の選挙が同時に行われる場合には、県の通達に基づき、期日前投票を含め、投票は選挙の種類毎、個別に行うこと。

厚生委員会

市 民 局

<重点項目>

- 1 「姫路市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画を積極的に推進すること。特に、附属機関等の委員その他の構成員の委嘱、任命等をしようとする場合には、男女それぞれの構成員の数がその総数の10分の4以上となるよう努めること。
- 2 地区総合センター・集会所については廃止をし、全ての特別対策事業も廃止すること。
また、「部落差別解消推進法」に基づく新たな施策については実施しないこと。
- 3 国民健康保険制度については保険料のさらなる引き下げのため、激変緩和措置の継続と拡充を国に求めること。
あわせて、保険料の平準化を行わないよう県に求めること。
- 4 自衛官適齢者名簿の提供は中止すること。



- 1 年齢で差別する「後期高齢者医療制度」の廃止と、70～74歳の医療費窓口負担を1割に戻すよう、国に求めること。
- 2 特定健診のガン検診も含めて検診項目を増やし、受診率向上を図ること。
- 3 「赤ちゃんおめでとう」事業は引き続き継続し、拡充を図ること。
- 4 国民健康保険制度については以下のことに取り組むこと。
 - ①こどもの医療費無料化にともない、国庫負担の減額を課すペナルティの完全撤廃を国に求めること。
 - ②一般会計からの繰り入れと、基金の取り崩しで保険料の引き下げを図ること。
 - ③国保料の滞納者に対する短期証・資格証明書の発行をやめ、全ての被保険者の手元に保険証を届けること。

- ④国保運営協議会の委員の選出にあたっては広く意見を聞くために、公募の人数を増やし、国保被保険者の比率が高い団体の代表を加えること。
- ⑤国保料の減免制度を一層拡充し、国保の「一部負担金減免制度」の周知徹底と運用改善を図ること。
- 5 国民年金保険料の引き上げや支給開始年齢引き上げなどの制度改悪をやめ、最低保障年金制度の創設を国に求めること。
- 6 国民年金免除対象者に対し、免除申請の広報・周知を図り、無年金者をなくすよう努めること。
- 7 市民会館・市民センター等の老朽化した机・椅子等の備品については順次新しいものと交換すること。
- 8 マイナンバー制度については、市民への利用強制を行わないこと。

健康福祉局

<重点項目>

- 1 市のこども医療費助成制度において所得制限の撤廃を行うこと。また、国に対しては、こども医療費無料化を国の事業として行うよう求めること。
- 2 新県立病院の整備にあたっては、姫路を含む医療圏域が抱える医療課題にしっかり対応できる拠点病院にするよう県に求めること。また、市南西部の医療空白を作らないよう県に求めること。あわせて、進捗状況に応じて市民への情報公開・説明責任を果たすこと。
- 3 地域医療・救急医療・僻地医療など行政の責任を果たすため、姫路市として医療計画を策定すること。
- 4 高齢者バス等優待乗車制度においては、介護度に関係なくタクシーも選択肢に加えること。
- 5 生活保護の申請が急増している事態に対し、国庫負担率堅持を求めるなど、憲法に基づく適正な生活保護行政を確立すること。



- 1 「障害者総合支援法」については、国と訴訟団との「基本合意」や「障害者制度改革推進会議の骨格提言」をいかし、障害者本人や家族の願いを反映させる見直しを国に求めること。
- 2 配偶者暴力相談支援センターの周知を図り、被害者の救済と自立支援のためワンストップで関係機関との連携を行うこと。また、加害者更生のための取り組みを国に求めること。
- 3 休日・夜間急病センターの医師・看護師の待遇改善を図るなど、人員体制を強化すること。
- 4 妊婦健康診査費助成制度については、さらなる拡充を図り、妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進すること。
- 5 増加する豪雨災害にともない、災害見舞金等については周知徹底を図るとともに床上浸水の支給額を引き上げるなど、拡充すること。

- 6 保健所機能の充実を図るとともに、保健師等専門職の増員を行い、市民の健康相談・健康指導など保健サービスを充実させること。
- 7 はり・きゅう・マッサージの無料制度を拡充し、周知徹底すること。
- 8 障害者差別解消法に基づき、姫路市手話言語条例や、職員対応要領をいかし、市民啓発を推進すること。
- 9 障害者については、65歳以上になっても障害者総合支援法を優先させること。
- 10 障害者の訪問入浴サービスにおいては、事業所開設者を確保し、利用回数を拡充すること。
- 11 重度心身障害者を対象とした生活介護事業を市内東部・南部においても展開できるよう支援すること。
- 12 障害者の緊急一時保護のため、市内の入所施設において、身体・知的とも量的確保を行うこと。
- 13 障害者の補装具購入の申請において、本人の顔写真添付はやめること。
- 14 各地域支援協議会の要援護者台帳については、更新・整備を行い、災害時には活用できるよう各関係機関の連携を図ること。
- 15 福祉避難所の広報・周知を徹底させるとともに、指定施設を拡充すること。
- 16 介護保険制度について、次の事項を国に求めること。
 - ①国庫負担割合を現在の四分の一から、制度発足前の二分の一に引き上げ、低所得者への減免制度を拡充すること。
 - ②保険料徴収年令の引き下げと利用料金の引き上げは行わないこと。
 - ③特養ホームなどへの補助金引き下げをやめ、必要に応じて施設建設を行うこと。
 - ④介護報酬の適切な引き上げによって、介護労働者の労働条件の改善を図ること。
 - ⑤軽度介護保険者の保険給付はずしは行わないこと。また総合支援事業は廃止すること。
- 17 介護保険事業推進にあたって、次の措置をとること。
 - ① 保険料は低所得者に配慮して減免・軽減制度の拡充を図ること。

- ②介護認定にあたっては、高齢者の生活実態を正しく反映し、認定を素早く行うこと。
 - ③第7期計画に基づき、特養ホーム・小規模多機能・グループホームなど施設の整備を推進すること。
 - ④第7期計画に基づき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護などのサービスを確保すること。
 - ⑤ペナルティによる利用制限の対象者には、特別対策をとり、利用制限がないよう改善を図ること。
 - ⑥住民の立場に立った公正、公平な事業推進のために、オンブズパーソン制導入など、第三者機関によるチェック体制を強めること。
 - ⑦食費・居住費の全額自己負担制度に関して、市独自の負担額軽減制度を拡充すること。
- 18 在宅高齢者介護手当は堅持すること。
- 19 「成年後見制度」は助成制度を拡充し、市長申し立てなど、利用しやすくすること。
- 20 障害児の豊かな放課後と保護者の就労支援のために、放課後デイサービス・タイムケア事業等のさらなる拡充を行うこと。
- 21 法人・事業所等の監査については、職員の増配置を行い、厳正な監査を行うこと。
- 22 生活保護の申請が急増している事態に対し、国庫負担率堅持を求めるなど、憲法に基づく適正な生活保護行政を確立すること。
- ①これ以上の生活保護基準や各種加算について、改悪を行わないよう、国に求めること。
 - ②受給を求める市民には、申請用紙を窓口に置き、申請しやすくすること。
 - ③申請書提出以前に、個人のプライバシーに関する事柄を問いただすようなことをやめること。
 - ④緊急援護資金を増額し、申請手続きを簡素化すること。
 - ⑤ケースワーカーの配置については増配置を行い、国基準を厳守すること。
 - ⑥エアコンのない世帯にエアコン購入費の一部助成を行うこと

- 23 生活困窮者世帯の子どもへの学習支援事業を拡充すること。
- 24 石綿（アスベスト）の健康被害対策は以下の措置をとること。
- ①石綿製品の製造及び使用した企業・事務所を調査し、その結果を公表し、企業に対して平成17年7月15日付け、厚生労働省通達（通715002号）通りに従業員及び退職者に健康診断の実施や石綿健康管理手帳の申請や労災手続きの説明を行うよう指導すること。
 - ②石綿製品の製造及び使用した企業・事務所の作業従事者や周辺住民などの健康被害について誠意をもって対応するよう指導すること。
- 25 貯水槽簡易水道の検査は100%実施すること。
- 26 JRの高架駅（京口）・山陽電車の高架駅（西飾磨駅、夢前川駅）にエレベーターの設置を行うこと。
- 27 太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔の管理のあり方については、引き続き慰霊協会が行えるよう、知恵と力を尽くすこと。
- 28 「動物施設のあり方検討部会」の報告書に基づき、殺処分を行わない「動物愛護センター」の設置など、動物愛護行政の推進を図ること。

経済観光委員会

産業局

<重点項目>

- 1 地域経済活性化のため、住宅リフォーム助成制度・店舗リニューアル助成制度を創設し、地元中小零細業者の育成に努めること。
- 2 姫路中央卸売市場の移転については次のことを行うこと。
 - ①仲卸業者などの市場使用料については、激変緩和措置を講ずること。
 - ②仲卸業者等利用者の要望・相談等に十分対応すること。
 - ③土壌汚染対策工事については、情報公開・説明責任を果たし、汚染対策等専門家会議の意見を尊重し、市民の食の安全を確保すること。



- 1 労働者の健康と安定的雇用を守るため、以下のことを国に求めること。
 - ①正規と非正規労働者の「均等待遇」のルールを確立すること。
 - ②労働者派遣法を抜本的に改正し、派遣労働者保護法を制定すること。
 - ③残業代ゼロ制度と長時間労働を容認した「働き方改革法」は廃止すること。
- 2 工場立地促進条例は、限度額を設定するなど大企業優遇を見直すなど予算を削減すること。
- 3 ブラック企業根絶のため、市内企業に対して、労働局や労働基準監督署と連携するなど、啓発を行うこと。
- 4 就職が困難な若者・社会的弱者に雇用機会を増やすよう企業・事業所にも要請するとともに、市としても公的就労機会を拡大すること。
- 5 ブラックバイト根絶のため、高校生・大学生などに労働関係法令の周知・啓発を推進すること。
- 6 労働組合地域センターへの助成及び各種審議会等の委員の選出にあたっては、全ての労働団体に対し公平に行うこと。
- 7 小規模企業振興基本法に基づき、中小企業振興条例を制定し、中小零細業者の支援をすること。

- 8 市内の中小零細業者の営業とくらしを守るために、特別の「相談窓口」を設置し、多重債務者・融資の斡旋・下請け業者の保護・官公需の紹介などの対策を強化すること。
- 9 無担保・無保証人融資制度の限度額を引き上げ、貸し付け期間を延長するとともに、中小業者がより利用しやすいよう改善すること。
- 10 「中心市街地活性化基本計画」に基づき中心市街地の活性化を図ること。特にヤマトヤシキあとについては所有者とその活用時期・活用方法など協議を行うこと。
- 11 姫路駅北にぎわい交流広場の運営にあたっては、透明性・公平性をたもち、市民の憩い・交流・活性化の場となるよう努めること。
- 12 地場産業振興のため、中核的役割を担う西播地域地場産業振興センターを支援し、皮革関連及び鎖・ナットなど地元産業の技術・デザインの向上、新商品・新技術の開発、市場開拓、公害防止など教育・研修情報提供を行うこと。
- 13 WTO 農業協定については、生産拡大への助成措置を一律に削減・禁止している条項を削除し、根本から見直すよう国に求めること。
また、地域の農林水産業を守るためにも TPP からの撤退を国に求めること。
- 14 市として農業の振興を図るため次の施策に取り組むこと。
 - ①生産を続けられる米価対策を国・県に求めること。
 - ②若い新規就農希望者や定年退職後の就農希望者に技術指導や経営指導・生活支援などを行うこと。
 - ③地場産農産物を育成し、品質のよい特産品として伝統野菜の生産地を支援すること。
 - ④遊休農地を市民農園や福祉農園・学童農園など農業を体験できるよう有効活用を図ること。
 - ⑤市街化区域でも農業が続けられるよう、生産緑地制度を導入し、固定資産税を軽減すること。
- 15 鳥獣被害の実態を調査し、被害に応じた対策を行うこと。

- 16 森林整備に対する行政責任を明確にし、森林の持つ多面的機能を将来にわたり持続的に発揮できる施策を推進すること。
- 17 瀬戸内海を漁場にもつ自治体として、藻場の育成・磯浜復元などを進めること。
- 18 栽培漁業センターを強化し、漁業協同組合とも連携しながら「つくる漁業、育てる漁業」をさらに発展させること。
- 19 瀬戸内海の花びらの色落ちについて、国・県・市が共同で原因調査を行い、改善に取り組むこと。
- 20 農林水産業に対する台風・集中豪雨などによる農作物被害、農機具・資材・船や漁具などの被害補償を拡充するよう国に求めること。
- 21 瀬戸内の環境を守るため、これ以上の埋め立てを行わないよう県に求めること。
- 22 誰でも気軽に親しめるふれあいの場として、海水浴場の整備など、海岸線の保全・整備を行うこと。

環境局

<重点項目>

- 1 原発からの即時撤退・地球温暖化防止の立場から、太陽光発電など自然エネルギーの活用を促進させるため、国・県に助成の拡充を求めるとともに、市独自助成の拡充を図ること。また、公共施設の新築・大規模改修時には太陽光発電を設置すること。
- 2 産業廃棄物処理行政においては姫路市産廃処理施設設置条例を生かし、住民への説明を徹底させるなど、業者に対して適切な指導をすること。また、産廃処理業者への行政処分・立ち入り検査等については環境省通達に基づき厳格に行うこと。
- 3 すべての太陽光パネルについて届け出を求め、土砂災害の危険性がある場所などには、設置禁止区域を設定し、維持管理の定期報告を義務づけるような条例を制定すること。



- 1 原発ゼロの政治決断を国に求めるとともに、市独自で再生可能エネルギー・自然エネルギーの活用を図る具体策を進めること。
- 2 姫路市環境アセスメント条例を制定すること。
- 3 市内の環境調査については、大気・土壌・水質・海水・海底の調査地点・回数を増やすこと。
- 4 公害防止条例を抜本的に改正し、企業責任の明確化、有害物質の総排出量規制の早期実現、企業負担による無過失賠償責任制の確立、住民の調査権、行政措置請求権など住民参加の公害防止行政を進めること。同時に、全ての環境に関わる情報の公開を行うこと。
- 5 降下煤塵の規制基準を定めることを国・県に求めること。市独自に定めている「好ましい環境条件の目安値（1k㎡あたり月3トン）」を厳守させること。
- 6 市内の工場及び車両等の排出するCO₂を把握・公表し、削減目標を達成するよう監視・指導すること。

- 7 市内の産業廃棄物処理業者などの焼却炉について、ダイオキシン類等大気・土壌・排水の第三者による調査を義務づけること。
- 8 市川美化センターの焼却炉から発生するダイオキシン類を削減すること。できるだけ早い時期に新設炉厚労省基準（0.1ナノグラム）の達成をめざすこと。
- 9 「エコパークあぼし」の安全対策については、今後とも建屋下を含めメタン・硫化水素等の有害物質や地盤沈下の測定と公表を継続するなど、強化を図るとともに、地震等災害への対策も強めること。
- 10 市内の産業廃棄物多量排出元事業者に対して、産業廃棄物の減量化・資源化の目標と実績を明確にさせること。また、市としても指導・監督を強化すること。
- 11 産業廃棄物処理行政においては姫路市産廃処分場施設設置条例を生かし、住民への説明を徹底させるなど、業者に対して適切な指導をすること。
特に宮ヶ谷最終処分場については、改善命令の完全なる履行を図るよう指導すること。
- 12 産廃処理業者への行政処分・立ち入り検査等については環境省通達に基づき厳格に行うこと。
- 13 リサイクルにおけるエコタウン事業については、環境調査を行い、情報公開と住民参画によって、環境保全・住民の安全と健康を守ること。
- 14 くれさかなど、焼却施設は一極集中ではなく、環境やコストの面からも分散型で維持すること。
- 15 空き缶・ビン・ペットボトルなどの回収を企業の責任で行わせるよう国に強く求めるとともに、市独自の条例をつくること。
- 16 マイクロプラスチック汚染をなくすため、プラスチック製品の利用規制を置くよう国に求めること。
- 17 ゴミステーションを安全な場所に設置するために用地を確保し、ステーションの整備を行うこと。
- 18 一人暮らしの高齢者・障害者のために可燃ごみの個別収集を行うこと。
- 19 ゴミ・廃棄物の不法投棄防止のためパトロールを強化し、適切な行政指導を行うこと。

20 砂浜など、自然環境の保全を進めるため積極的な施策を進めること。

大塩・的形・白浜の砂浜海岸の保全対策を強化し、海浜植物や生物を守る具体的施策を進めること。

21 公共施設での雨水利用の促進を図ること。

観光交流局

<重点項目>

- 1 国際観光都市として世界文化遺産・国宝「姫路城」を生かした観光政策を全国・世界に発信し、市民主役で魅力ある地域づくりを進めること。
- 2 文化コンベンションセンターの整備にあたっては「姫路市文化振興ビジョン」に基づき、姫路市民の文化活動など文化振興の拠点になるようにすること。また開館準備に向けては、文化団体等の意見を反映するとともに、国際文化振興財団の人員を増加し、引き続き体制強化を図ること。



- 1 観光客の誘致やインバウンドに対応するため、滞在型観光の工夫をこらし、案内機能の充実、道路標識の改善・清掃美化を図ること。
- 2 「姫路城平成中期保存修理計画」に基づき、城の保存整備を推進すること。
- 3 文化芸術基本法に基づき、姫路市の芸術・文化施策推進のための条例を制定し、「地方文化芸術推進基本計画」を策定すること。
- 4 市民の文化芸術・スポーツ活動への振興を図るため、新たな補助制度を作ること。
- 5 動物園の今後については十分な市民論議をふまえて進めること。
- 6 「姫路市スポーツ推進計画」に基づき、市民が気軽にスポーツに親しみ、体力の向上が図られるよう取り組むこと。
- 7 世界遺産姫路城マラソンの開催にあたっては、市民参画・おもてなしの心で行うとともに、全国により一層姫路を発信すること。

建設委員会

都市局

＜重点項目＞

- 1 老朽化した市営住宅については順次建て替え、高齢者及び障害者用の住宅を増やすこと。
- 2 特定目的住宅（旧地域改善住宅）の入居申し込みは、全て住宅課で行うこと。
- 3 一定の規模を超える太陽光パネルの設置については、業者の責任を明確にし、自然環境との調和を図ることを目的にした条例を制定すること。
- 4 JR 姫路駅に早急にホームドアの設置ができるよう取り組むこと。



- 1 便利なところに市営住宅を建設し、国庫補助を増やすよう要求し、若年単身者も入居できるよう改善すること。
- 2 市営住宅について以下の対策を講じること。
 - ①民間住宅の借り上げも含め、高齢者及び障害者用の住宅を増やすこと。また、空き室の改修予算を増額し、入居待機者を減らすこと。老朽水道管及び排水管を早急に取り替えること。
 - ②家賃減免制度の拡充を図ること。
- 3 次期「姫路市総合交通計画」については、公共交通空白地域の見直しを行い、市民参画でコミュニティバスなどの導入など、市民の足を守ること。
- 4 播但線・姫新線については、車両編成を増やし山陽本線との接続の改善を図るなど利便性の向上を JR に求めること。
- 5 住民が安心して暮らせるまちづくりのために、パチンコ店及びゲームセンター、場外賭博券売り場等の規制に関する条例を制定すること。
- 6 戸建て住宅耐震化を推進するため、耐震改修促進事業の周知と補助金の拡充を図ることともに補助金の代理受領制度を導入すること。
- 7 公共施設の耐震調査を促進し、建て替えや補強工事を急ぐこと。

- 8 JR 網干駅前地区土地区画整理事業については、審議会・まちづくり協議会や地域住民の声を尊重し、進めること。
- 9 老朽危険空き家対策については、制度の周知を図るとともに、柔軟な対応をすること。
- 10 需要予測の甘い「播磨臨海地域道路網構想」の計画推進は、中止すること。

建設局

<重点項目>

- 1 全ての公共施設は高齢者・障害者が利用しやすいようにエレベータ・多機能トイレなどを設置し、バリアフリー化を推進すること。
- 2 市道の舗装・改修については市の責任で計画的に行うこと。また専用アプリを使うことで誰もがスマホで改修必要箇所を市に情報提供できるようにすること。



- 1 県道太子御津線・大江島太子線・龍野線・宮田線の太子町域・夢前川右岸線の道路整備については早期実現を県に求めること。
- 2 市道鹿谷田線・網干 17 号線・都市計画道路城北線の道路整備の早期実現を図ること。
- 3 「バリアフリー新法」に基づき、全ての公共施設・主要駅・主要駅周辺道路は、バリアフリー化を推進すること。
- 4 里道の補修・改修については地元負担を廃止すること。
- 5 歩道の整備については、車イス使用者が安心して通行できる幅を確保するとともに、段差解消や傾斜にも配慮して、誰もが安心して利用できるようにすること。
- 6 「姫路市自転車利用環境整備基本計画」及び「姫路市の歩行者・自転車の安全・快適化計画」に基づき、自転車環境の整備を進めること。
- 7 「姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例」に基づき放置自転車対策を進めるとともに駐輪場の整備を推進すること。あわせて JR 姫路駅周辺やお城周辺に単車がおける駐輪スペースを増設すること。
- 8 住民の安全安心のため、街路灯・カーブミラー等の整備を推進すること。また、歩道確保のため、側溝のふた掛け・危険防止柵など安全対策を推進すること。
- 9 都市計画の公園整備については住民意見を尊重し、「公園整備プログラム」にもとづき、推進・整備すること。

- 10 手柄山中央公園の整備については、住民意見を尊重し、新駅の設置など施設整備を推進すること。また、屋内プールの整備については子どもも含め一般市民が気軽に利用できるスペースも確保すること。
- 11 手柄山陸上競技場については、サッカーの公式試合ができるコートの確保できるよう改修すること。
- 12 公園の遊具・砂場の管理を徹底し、樹木の剪定・除草やゴミ清掃をはじめ、各種設備（水洗・多機能トイレ）の整備を図り、あわせて公園管理費の見直しを行うこと。
- 13 浜手緑地公園については、治安確保のため樹木の剪定や清掃は、実態に応じて行い、トイレ・ベンチ等の修理を行うこと。
- 14 街路樹の剪定・除草については、市の責任で計画的に行うこと。
- 15 垣内公園の周辺道路の整備は、地域要望に基づき早急を実現すること。
- 16 夢前中学校への進入道路の夢前中学校東線は、通学路にもかかわらず狭隘で事故が多いことから生徒と住民の安全のため、歩道を確保した道路に早急に整備・改善を行うこと。
- 17 河川公園を守るため管理体制の抜本的な改善を図ること。
- 18 市内の公共コンクリート構造物施設、特に1960年代以降の建設物を調査し、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、危険度の高いものから、順次修繕を行うこと。
- 19 河川のり面や市管理地の除草については、適切な管理を行うこと。

都市拠点整備本部

- 1 姫路市都心部まちづくり構想の推進については、21 世紀にふさわしい福祉・教育・環境を基本におき、中心商店街・地下街・駅西地区などと連携を図り、回遊性あるものとする事。
- 2 文化コンベンション施設の整備にあたっては、引き続き世界文化遺産姫路城のある都市にふさわしいデザイン性と、市民や利用者にとって使いやすい一定レベルの水準をもった施設とする事。
- 3 駅南土地区画整理事業は住民の合意と納得のもと、スピード感をもって進める事。
- 4 姫路一英賀保間の新駅設置については、「手柄山中央公園基本計画」と整合性を図りながら、住民意見を反映し、設置に向け取り組みを進める事。
- 5 「姫路市鉄道駅周辺整備プログラム」に基づき、駅舎のバリアフリー化や駐輪場整備等推進する事。また御着駅については、駅南側の安全を確保しながら利便性を図る事。

下水道局

- 1 下水道料金の値上げは行わないこと。
- 2 老朽下水道管の対策については、長寿命化計画を策定し、順次改築・更新を進めること。
- 3 旧市街地など、合流式の下水道は分流式に切り替えるとともに浸水対策を進めること。
- 4 皮革排水処理を事業者負担の原則をまげて公共下水道事業に組み入れた国・県の責任は重大である。皮革排水処理の市民負担をなくすため、原因者負担を基本としつつ、国・県の大幅な補助を求めること。
- 5 井戸水など地下水の使用事業者に対しては、下水への排水量を測定し適正な使用料金を求めること。
- 6 河川排水ポンプ場の施設整備（蟠洞川など）を行うこと。また、無停電装置を設置するなど、停電対策を促進すること。
- 7 集中豪雨による市内各地の水害防止・浸水対策を講じること。
 - ①浸水地域をきちんと把握し、計画的に改善を図ること。
 - ②市川など堤防が低い部分については、堤防のかさ上げを行うよう県に要望すること。
 - ③浸水対策のため、土砂の浚渫工事を進めること。
 - ④排水路の地元負担については、軽減を図ること。
 - ⑤今在家・地蔵川・吉美など、改善が必要な排水ポンプ場の増強を進めること。
- 8 播磨高潮対策事業のうち、夢前川・水尾川合流点の漁船等の停泊地整備を早期に行うよう県に求めること。

水道局

- 1 水道料金の値上げを行わないこと。
- 2 大規模事業者の地下水取水については条例等に基づき、適正に行われるよう指導・監視を行うこと。
- 3 県水道用水供給事業の長期責任受水制の再検討を要求し、二部料金制の撤回を県に求めること。
- 4 市民に安全で良質な水を供給するためにも、これ以上の民間業務委託を行わないこと。
- 5 すべての水道管の維持補修・耐震化については「姫路市水道事業経営戦略」に基づき、推進すること。
- 6 新日鉄住金・ダイセル・日触等のトンあたり4円30銭という工業用水の特権的低料金を改め、使用量に応じた累進料金体系の確立を要求し、工業用水の反復利用率を高めて大企業の水の浪費をなくし、市民の上水道の水資源確保を図ること。
- 7 自己水源の確保のため、地下水源の調査を全市的に行うこと。

文教・子育て委員会

教育委員会

<重点項目>

- 1 いじめ・体罰・不登校・学級崩壊等の深刻な状況から児童・生徒を守り、教員の多忙化を解消するために、以下のことを行うこと。
 - ①30人以下学級の早期実現を国・県に要求すること。
 - ②当面、市の責任で小学校高学年及び中学校にも少人数学級実現のため、教員を加配すること。
 - ③スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの増配置を行い、相談体制を強化すること。
 - ④体罰を許さない取り組みを強化すること。
 - ⑤市の責任で新たな適応指導教室を設置すること。
- 2 格差と貧困から子どもを守るため、文科省の通知を尊重し、就学援助制度の広報・周知・拡充を図ること。
- 3 「教職員の勤務時間適正化推進プラン」に基づき、ノー部活デーの完全実施や外部指導者を活用するなど教員の多忙化解消を図ること。あわせて文科省の方針に基づき、部活動は週二日以上の日を休日を実施すること。
- 4 市立小中学校の適正規模・適正配置は、情報公開・市民参画でていねいな議論を行うこと。



- 1 義務教育費の国庫負担制度を堅持し、国庫負担割合を元に戻すよう国に求めること。
- 2 憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を進めること。
- 3 改定された教育委員会制度のもとにあっても、引き続き、教育の自主性と政治的中立性を堅持すること。
- 4 過度な競争教育を見直し、子どもの発達を保障する教育環境を整えること。
- 5 全国学力テストの廃止を国に求め、結果については学校ごとの公表はしないこと。

- 6 内心の自由、思想信条の自由を奪う「日の丸」「君が代」の押しつけは絶対に行わないこと。
- 7 教科書の採択にあたっては、教員や保護者の意見を十分反映し、歴史的事実を歪曲したり、基本的人権より国家秩序を優先する教科書は、今後とも採択しないこと。
- 8 人権擁護推進法の終結をふまえ、特定地区を優遇する人権教育推進事業や「校区人権教育」等を廃止すること。
- 9 不登校の子どもたちや、在日外国人などのための夜間中学校を開設すること。
- 10 児童生徒の定期健康診断後の受診率向上に努め、受診率の低い学校については、指導を行うこと。
- 11 学級担任など恒常的な業務には、臨時講師ではなく教諭を配置すること。また、臨時教職員の待遇を改善すること。
- 12 希望者のいる学校に特別支援学級を設置すること。全ての特別支援学級・障害児に市費介助員を増員し、各学校に配置すること。またプール指導介助員の待遇改善を行うこと。
- 13 書写養護学校については、次の改善を図ること。
 - ①実態にあった教諭・看護師・介助員の増配置を行うこと。
 - ②重度障害児がバス通学できるようにすること。
- 14 施設費・需用費・教材費を増額し、国基準を公表し、市独自でも基準を設定すること。
- 15 子どもたちの教育環境を整えるために、以下のことを早急に行うこと。
 - ①各校にエレベーター・スロープ等を設置し、学校のバリアフリー化を推進すること。特に障害児の在籍する学校には早急に対応すること。
 - ②全ての教室に空調設備の設置を早急に行うこと。
 - ③各階に男女別トイレを完備するとともに洋式化を促進すること。
- 16 中学校部活動に対する公費負担の基準を引き上げ、保護者負担を軽減すること。

- 17 小学校給食は地産地消の自校方式を維持し、拠点化及び民間委託は行わないこと。また、「食育推進プラン」に基づき食育を推進すること。
- 18 子育て支援の観点から、小学校給食の無償化を行うこと。
- 19 中学校給食も地産地消を推進し、南部エリアにおいても安全安心な全員給食を予定通り実施すること。また、「食育推進プラン」に基づき食育を推進すること。
- 20 産業医の配置をはじめ、教職員の健康診断の科目を増やすなど健診内容の充実を図り、教職員が安心して働ける条件整備を行うこと。
- 21 教職員の病気療養にあたっては、児童・生徒の授業や学校運営に支障をきたさないよう病欠教職員の代替教職員をプール化し確保すること。
- 22 城郭研究センターは、姫路城を中心に、日本と世界の城閣の歴史と現状を研究・紹介する施設として独立させ、中央図書館は先進的な機能を持たせて、充実させること。
- 23 中央図書館及び分館の機能を充実させ、図書購入費を増額し、図書館司書の採用を再開すること。また分館の職員を増配置するとともにこれ以上の指定管理は導入しないこと。
- 24 国指定史跡である瓢塚古墳については、歴史的価値にふさわしい保存を計画的に進めること。
- 25 市立幼稚園については、国の幼児教育無償化にともない、待機児童を生まないため3歳児保育を実施すること。
- 26 公民館は、社会教育法に基づき運営を行い、市長部局には移管しないこと。

こども育成部

<重点項目>

- 1 国の幼児教育・保育の無償化に向け、待機児童が生まれないう、保育の質と量を確保すること。また、現在ある認定こども園の地方裁量型については、保育所型に移行できるように支援すること。
- 2 児童虐待防止のために、「こども家庭総合支援室」を中心に福祉部門と教育部門の連携強化を図ること。



- 1 子ども・子育て支援新制度は「子どもの権利条約」と児童福祉法の理念に基づいて、保育の公的責任を果たすこと。
- 2 認可保育所については保育単価を引き上げるとともに、夜間・休日実施園を拡充するとともに、運営費助成を増額すること。
- 3 病児・病後児保育の広報・周知を図るとともに、医療機関併設型施設設置の拡充を行うこと。
- 4 子どもの貧困対策の一環として、食事も提供する「子ども食堂」など地域の居場所づくりに財政支援を行うこと。
- 5 放課後児童クラブは児童福祉法に則り、次の施策を推進すること。
 - ①運営は市が責任を持ち、希望者のいる小学校の全てで実施すること。
 - ②支援員の研修は全員を対象にし、内容を改善し充実すること。
 - ③時間給の増額など支援員の待遇改善を図ること。
 - ④育成支援の時間と支援員の勤務時間に差を設けるとともに、配置については30人までは2人、それ以上は15人ごとに1人加配すること。
 - ⑤長期休業期間の開設時間を早めること。
 - ⑥放課後児童クラブでの子どもたちの豊かな過ごし方を保証すること。